

管理職員特別勤務手当の支給に関する運用基準

平成 26 年 4 月 1 日制定
平成 27 年 9 月 8 日改正
平成 28 年 5 月 19 日改正
平成 29 年 4 月 1 日改正
令和元年 9 月 1 日改正
[上下水道局総務課]

管理職員特別勤務手当の支給等に関しては、郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年郡山市条例第 63 号。以下「給与条例」という。）及び郡山市上下水道企業職員給与規程（昭和 40 年郡山市水道局規程第 7 号。以下「給与規程」という。）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

1 支給の対象

管理職員特別勤務手当は、管理職員（給与条例第 13 条に規定する管理職員及び郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年郡山市条例第 38 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員）が週休日（公務の運営上の事情により特別の形態によって別に割振られた週休日や週休日に勤務することを命ずることにより別に振り替えられた週休日を含む。）、祝日法による休日若しくは年未年始の休日又は祝日法に規定する休日若しくは年未年始の休日に代休日を指定されて当該休日の正規の勤務時間の全部を勤務した職員にあっては当該休日に代わる代休日（以下「週休日等」という。）又は週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に、明示の指示により、次に掲げる業務にやむを得ず従事した場合に支給する。従って、臨時又は緊急の必要性がなく、職員の自由意志に基づいて行われる勤務又は自宅等において部下職員に指示を与えれば足りるようなものまで含むものではない。

- (1) 警戒体制を要する災害や伝染病等が発生し、郡山市災害対策本部会議又は郡山市災害対策本部連絡員会議の開催を要し、管理職員が招集され、当該管理職員が業務指示や防災業務、復旧業務等、臨時又は緊急を要する業務へ従事する場合（何らの業務を行うことなく単に待機する場合は除く。）
- (2) 前号に掲げる業務のほか、新型インフルエンザ等対策本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部等の設置を要し、管理職員が招集され、当該管理職員が臨時又は緊急を要する業務へ従事する場合
- (3) 他の地方公共団体その他公共的団体からの求めに応じ、被災地（災害の発生により被害を被った本市以外の市区町村をいう。）において人的援助に係る業務へ従事する場合
- (4) 郡山市上下水道局災害対策計画において上下水道局災害対策本部が設置され、応急給水、応急復旧等の業務へ従事する場合
- (5) 日本水道協会からの要請により、他の水道事業体に対する応急給水、応急復旧等の応援業務へ従事する場合

2 勤務 1 回の取扱いについて

給与規程第 20 条の 2 第 1 項及び第 3 項の「勤務 1 回」とは、次により取り扱うものとする。

- (1) 給与規程第 20 条の 2 第 1 項の「勤務 1 回」は、週休日等に始まる勤務（その前日である週休日等以外の日から引き続く勤務を含む。）とし、連続する勤務（2 以上の週休日等にまたがる勤務を含む。）の始まり（当該前日から週休日等に引き続く勤務にあっては、当該週休日等の午前 0 時）から終わりまでを 1 回として取り扱うものとする。ただし、一の週休日等において勤務の開始が 2 以上ある場合は、当該週休日等に始まる勤務の全てを 1 回の連続した勤務として取り扱うものとする。
 - (2) 給与規程第 20 条の 2 第 3 項の「勤務 1 回」は、週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間に始まる勤務（その前日である週休日等以外の日から引き続く勤務を含む。）とし、連続する勤務の始まり（当該前日から週休日等以外の日に引き続く勤務にあっては、当該週休日等以外の日の午前 0 時）から終わりまでを 1 回として取り扱うものとする。ただし、一の週休日等以外の日において勤務の開始が 2 以上ある場合は、当該週休日等以外の日に始まる勤務の全てを 1 回の連続した勤務として取り扱うものとする。
 - (3) 前 2 号に規定する「連続する勤務」には、休憩等に要した時間をはさんで引き続く勤務が含まれるものとする。ただし、当該休憩等に要した時間が相当時間（3 時間程度）以上である場合は、休憩等に要した時間終了後の勤務の復帰を新たな勤務の開始として取り扱うものとする。
- 3 勤務に従事した時間の取扱いについて
給与規程第 20 条の 2 第 4 項の「勤務 1 回の時間」は、休憩等を除いた実働時間による。
- 4 支給の方法等
- (1) 管理職員特別勤務手当は、勤務した月の分を翌月の給料支給定日に支給するものとする。
 - (2) 上下水道事業管理者又はその委任を受けた者（郡山市上下水道局事務決裁規程（昭和 40 年郡山市水道局規程第 5 号）別表第 1（第 4 条関係）の局長専決事項第 11 号、課長専決事項第 7 号又は場長及び所長専決事項第 8 号に掲げる職員をいう。）は、管理職員が給与条例第 13 条の勤務を行った場合には、その都度、内容を庶務事務システムに登録させることとする。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、管理職員特別勤務手当実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿（給与規程別記様式（第 20 条の 2 関係））に記入させた上、確認及び押印するものとする。また、手当支給の計算に関する事項については一給与期間ごとに整理するものとする。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 5 月 19 日から施行し、同年 5 月 2 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年 9 月 1 日から施行する。